

## 運動の進め方

### 1. 4年間（2013～2016年度）の中期目標（3つの運動の柱）

第13回定期大会で確認した運動の基本目標の実現にむけ段階的に定めた3つの運動の柱の実現にむけ、2015～2016年度は終盤の取り組みとなります。前期では、方針を共有化し実態把握や課題を抽出し加盟組合への支援体制を整備することに力を注いできました。その一方で、賃金水準を引き上げるなどの成果もありました。今期は、2015～2016年度が3つの運動の柱の実現にむけ集大成をはかる重要な期であることを加盟組合と認識したうえで、直面する課題や具体的な個別方針へ対応しつつも、中期的な視野をもって一つ一つ課題を解決し具体的な成果を出すことで着実に運動を進めていくこととします。

2017年度からは、次の4年間の中期目標のもと取り組みを進めることとなります。そこで、「運動の基本目標」の実現にむけた取り組みが継承される「運動の柱」の策定およびその実現にむけ十分な議論を行うため、早期にプロジェクトチームを設置し、第17回定期大会で次の4年間で到達すべき姿「運動の柱」を提案することとします。

#### < 3つの運動の柱 第13回定期大会確認 >

○**団結と連帯をさらに深め、主体的な組織運営による強固な組織基盤の確立に取り組む**  
労働組合は、労働環境の底上げをはかり安心して働き続ける環境を維持する役割を担っています。その役割を果たすために、まずは労働環境の実態を把握し、組合員の声を反映した要求を行うことができる強固な組織基盤の確立に取り組むこととします。更に、労働条件に影響を与える経営状況の把握はもとより経営計画に対する意見反映を行うために総合労使協議体制の確立を目指し、まずは身近な課題について会社と日常的に話し合いができる体制づくりに取り組むこととします。

○**一人ひとりが働きがいと生きがいを持ち、安心して働き続けることができる産業を実現させるために、労働環境の整備に取り組む**

この産業の社会的地位を向上させ魅力ある産業とするには、この産業で働く人が十分に満足し、他産業から見ても魅力ある産業となる労働環境の整備が求められます。そこでこの4年間はその実現にむけ、まずは、この産業で働く人が安心して働くことができ、未来を考えることができる労働環境の基盤を確立できるよう取り組むこととします。

○**労働組合として主体的に社会との共生と連帯に取り組む**

私たちの運動は、産業や企業の枠にとどまることなく、常に社会との共生や連帯を求める活動をつうじて客観的な視点や社会性を持つことが必要です。引き続き、社会貢献活動や国際連帯活動などをつうじ社会的公器として期待される役割を担うことができるよう取り組むこととします。

## 2. 執行体制

### (1) 執行体制

2015～2016年度の執行体制は、①組織強化・②組織拡大・③労働環境向上・④政策提言機能強化・⑤相互扶助・⑥共生と連帯の6つの活動領域において3つの運動の柱の実現のため運動を着実に前進できる体制を構築します。前期に引き続き、北海道・東日本・中部・西日本・九州・沖縄の6地連を設置し、加盟組合との連携強化をはかります。本部と地連間の連携強化にむけては、方針や課題を共有するため本部に地連担当者を引き続き配置するとともに、本部事務局全体で日常的な支援を行うこととします。

本部には、専門分野の取り組みを遂行するため政策局と組織局を設置します。また、業務執行および活動の円滑な推進をはかるため、四役事務局合同会議・事務局長会議を設置します。

### (2) 専門委員会の設置

運動の着実な前進をはかるため、専門的に執行課題について議論し執行体制を補完する専門委員会を設置します。2015～2016年度に設置する専門委員会は以下のとおりです。

#### ① 組織拡大総合会議

未組織・未加盟のみならず加盟組合における企業内・関連企業の組織拡大の推進に取り組みます。

#### ② 派遣添乗員ネットワーク

独立系派遣添乗員の組織化に取り組みます。

#### ③ 労働条件委員会

年間総実労働時間短縮や労働条件基準の達成や改訂などにむけ取り組みます。秋闘・春季生活闘争の要求基準策定にむけ取り組みます。

#### ④ 産業政策委員会

観光政策提言議論の深度化と提言の実現にむけた取り組みを行います。また、業種固有の課題を抽出し議論を行うため旅行業政策分科会と宿泊業政策分科会を設置します。

#### ⑤ 男女平等推進委員会

男女平等社会の実現と両立支援、女性組合員の活動への積極的参加と女性役員数の拡大などに取り組みます。

### (3) 業種別委員会の設置

ホテル・レジャー委員会および観光・航空貨物委員会を設置し、産業特有の課題を抽出し解決をはかるため執行機関に意見反映を行うとともに、産別活動の徹底と情報共有を行うこととします。また、各業種の状況を共有することによって秋闘・春季生活闘争での相乗効果が得られるよう、業種別委員会を合同で開催することとします。

## 3. 財政方針

### (1) 財政方針

2015年度については、3つの運動の柱の実現のため運動を着実に進める運動方針を財政面で支えていくこととしますが、経費節減に取り組んでいくことを基本とします。

## (2) 登録人員の適正化

登録人員の適正化について引き続き取り組むとともに、加盟組合の理解のもとで会費の定期的な納入についても促進し、更なる財政の安定につとめます。第8回定期大会の確認に基づき、登録人員の70%以上の会費納入が困難な場合は、登録人員減員申請書の提出を求め、中央執行委員会で取り扱いについて審議することとします。2016年度からはその基準を80%以上に引き上げます。

## (3) 組織共済

共済掛金として正加盟組合の組織人員100%の人員登録で1人年額100円を徴収し、安定的な運営につとめることとします。

# 具体的な運動の課題

## 1. 組織強化

労働集約型産業である私たちの産業においては、働く者の意見を企業や産業の活動に反映させあらゆる運動を進めていくためには、より強固な組織基盤の確立は不可欠です。今期もサービス連合本部・地連と加盟組合が一体となって活動を行うことができるよう、加盟組合の主体的な活動にむけて、加盟組合の課題解決をはかるため本部・地連が一体となり組織強化に取り組みます。活動の活性化や執行部の人財育成が多くの加盟組合で課題となっていることから、これまで以上に連携を深め具体的取り組みを進めていきます。また、前期までに活動実態の把握ができなかった加盟組合については、更なる情報共有や交流、支援などをつうじ実態把握につとめます。

### (1) 情報共有と活動支援

更なる組織基盤の強化をはかるため、引き続き加盟組合の実態把握を行ったうえで、加盟組合を可能な限り数多く訪問し日常のコミュニケーション強化をはかり、情報共有を行い、取り組み課題を明確にしてオルグなどによる支援を行うこととします。支援にあたっては、地連オルグや事務局長会議などをつうじて本部と地連が十分に連携をとり、一体となって優先課題から解決できるよう活動支援することとします。

サービス連合の目指す総合労使協議体制の確立にむけては、定義を共有し、組織強化の取り組みに活用します。

### (2) 情報発信

加盟組合執行部のみならず組合員一人ひとりに対して、サービス連合における活動や取り組みの周知をはかるため、定期的に情宣物を発行します。ホームページについては、最新の情報や資料を提供できるよう担当者を配置し、情報更新を適宜行うこととします。また、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を使った情報発信に取り組みます。

### (3) 人財育成

加盟組合執行部や将来産別を担う人財育成のため、前期に策定した人財育成プログラムの周知をはかり、プログラムに基づき組合役員基礎研修を実施します。

加盟組合における勉強会開催の支援や「労働組合執行部入門」の活用など、加盟組合と一体となって人財育成に取り組みます。

また、日常の活動をつうじて将来産別を担う人財育成に取り組むこととします。

#### (4) 組織問題

加盟組合の組織実態や労使協議の状況に応じて、本部と地連が連携して解決につとめます。企業の存続や雇用をはじめとした問題が発生した場合は、雇用の確保を第一義に本部と地連の連携により対応することとします。

また、経営問題については、事前の情報収集が重要であることから加盟組合との日常的な連携を深め、外部機関の活用などと合わせ課題発生時の対応に備えることとします。

## 2. 組織拡大

サービス・ツーリズム産業労働者の社会的地位向上と労働条件の維持・向上をはかるためにはサービス・ツーリズム産業で働くすべての労働者の総結集が必要です。「10万人組織へのプロセス」を基に、これまで以上に組合員一人ひとりが課題意識を持ち、総力を結集し組織拡大に取り組む必要があります。

2013年度からの4年間の目標「組織人員50,000人」達成にむけ、サービス連合全体で7,000名（未組織350名、未加盟350名、企業内・関連企業6,300名）の組織拡大を目標に、4つの分野で着実に運動を前進させることとします。

今期は、これまで取り組みを進めてきた未組織の組織化にむけて、特定の対象に具体策を講じ集中的に取り組みます。企業内の組織化については、これまでの取り組みをつうじ一定の成果につながっていますが、契約社員の組織化は十分とはいえず、全体での課題であると認識し、引き続き取り組みを推進していきます。

主に組織拡大総合会議や、各地連で開催する組織拡大対策会議などにおいて、前期策定したモデル手法や進捗管理方法を用い随時進捗状況を共有し、具体的な行動の際は必要に応じて加盟組合や連合に協力要請を行います。また、独立系派遣添乗員の組織化にむけ、派遣添乗員ネットワークを開催します。

#### (1) 未組織

前期までに進捗のあった対象企業については、組合結成にむけて全力で取り組みます。具体的には対象従業員と意見交換・勉強会などを重ねて結成意思を確立させるとともに、組合結成に賛同するメンバーを集め、結成準備会を発足させ組合結成に至るよう全面的にサポートします。

産業を代表する大手企業の組織化については、宿泊業および旅行業における労働条件や事業規模など産業に与える影響を鑑み、引き続き重点的に取り組むこととします。企業訪問や従業員面会を重ね、労働組合の意義や産業におけるサービス連合の活動に理解を求めるとともに、加盟組合や連合との連携を一層強化し、組織化にむけて具体的な行動を開始します。

産業を代表する大手企業以外においては、基本的に未組織労働者の多い宿泊業を重点対象として引き続き取り組むこととします。新たな重点対象の選定においては、組織化の可能性や産業に与える影響力、地域性などを十分に考慮して対象を選定します。

また、地連や加盟組合の協力のもと情報収集を行うとともに、連合との連携強化により業種や地域を限定した未組織対策を検討します。

独立系添乗員派遣会社での組織化にむけては、対象企業の経営者へ接触を継続するとと

もに従業員との接触を展開し、産業におけるサービス連合の取り組みに理解を求めていきます。

労働相談からの組織化についても、地連や連合と連携して引き続き取り組むこととします。サービス連合の認知度向上にむけ業界誌への情報発信や各所での継続的なパンフレット配布などに取り組みます。あわせて、連合「1000万連合実現プラン」の取り組みのもと、対象企業・組織の進捗状況に応じて、連合本部・地方連合会との連携を強化します。

#### (2) 未加盟

対象組織へ継続した意見交換や交流会の開催などをつうじ、サービス連合との交流を重ね同じ産業で働く者の結集の必要性を強く働きかけ、加盟にむけて粘り強く理解を求めることとします。また、前期までに重点的に取り組んだ対象について、情報ネットワークを駆使し、加盟にむけて具体的行動にうつります。

#### (3) 企業内

労働組合が同じ職場で一緒に働く仲間を組織に迎える取り組みを行うことにより、企業内の組織拡大・組織強化が行われ、企業に対する発言力が高まり、組織防衛力や交渉力が強化されることにより、労働条件の維持・向上、職場環境の改善につながります。このように、労働組合が組織拡大に取り組むことは、すべての働く仲間のためにも欠かせません。

2014年度「組織実態調査」の結果、加盟組合の企業内未組織労働者数のなかで、有期契約社員はサービス連合全体で1万名を超えており、加盟組合が企業内組織拡大の重点対象者として積極的に取り組むことができるよう支援します。その他の対象者についても、高年齢再雇用者や管理職層の実態把握など加盟組合の実情に応じて、範囲拡大などの企業内組織拡大にむけて取り組むこととします。

サービス連合における過半数労働組合の組合数は増加傾向にあるものの、過半数に満たない加盟組合は引き続き自らの重要課題として過半数組織を目指すとともに、過半数に到達している組織においても、より高率の組織化にむけて取り組みを進めることとします。取り組みの推進にむけ、サービス連合として連合本部と連動した集中取り組み期間の設定や、地連や加盟組合での組織拡大関連会議や勉強会などに積極的に参加し支援を行います。

加盟組合との確認のうえ、企業内組織拡大に積極的に取り組み、一定の基準に基づき地連ごとに設定する重点組合の選定・支援については、その趣旨にのっとり目標達成にむけ取り組むこととします。また、高年齢継続雇用者や無期転換した労働者の組織化について、すべての加盟組合で取り組みを推進するよう情宣や個別の支援を行います。

連合会組織など企業内未組織対象者を多く有する加盟組合については、組織拡大総合会議への出席を要請し、進捗状況の共有や具体的対応の議論を行います。

#### (4) 関連企業

関連企業を有する加盟組合には、未組織の雇用労働者数の把握など組織化にむけた取り組みを引き続き要請するとともに、定期的に意見交換、状況把握など連携をはかり、支援することとします。あわせて、関連企業の組織化推進にむけて、組織拡大総合会議への出席を要請し、加盟組合間の情報共有を行います。

### 3. 労働環境向上

労働条件基準や時短方針、男女平等参画推進計画に基づく加盟組合の取り組みを推進し、魅力的な産業への進化を目指すため底上げをはかる期間として引き続き取り組むこととします。今期は「第3期アクション・プラン」および「男女平等推進計画」の最後の取り組み期間でもあることから、各計画に基づいて、策定された方針の具現化をはかるために、具体的な取り組み内容を検討し、実行することとします。具体的な取り組みの実施にあたっては、各委員会において、引き続き加盟組合の意見の反映により取り組みの推進を意識した議論を行い、四役・中央執行委員会と連携して取り組むこととします。また、「第3期アクション・プラン」および「男女平等推進計画」のこれまでの成果と反省を踏まえ次期以降の取り組みについて議論を行いとりまとめることとします。

#### (1) 労働条件

##### ① 年間総実労働時間1800時間にむけて

労働時間短縮による生活の質の向上をはかるため、ワーク・ライフ・バランスの視点を重視して働き方を見直し、長時間労働を是正することが求められています。そのためには、各加盟組合が実態を把握したうえでこれまで以上に積極的に取り組みを行うことが必要です。

これまでの取り組み結果を受けて、「第3期アクション・プラン」に成果のあった取り組み事例を掲載し補強を行いました。加盟組合は目標達成にむけて、補強された取り組み事例を参考に計画達成にむけた取り組みを進めることとします。取り組みにあたっては、本部や地連は、各加盟組合へのアドバイスなどによって取り組み支援を行うこととします。特に、継続的な課題となっている「実態把握」と「所定労働時間2000時間以内の達成」については、個別に対応を行うこととします。

引き続き取り組み強化の一環として、全国労働衛生週間（10/1～10/7）、労働時間適正化月間（11月）、仕事における安全と健康のための世界の日を含めた月間（4月）を取り組み強化の週・月間として設定し取り組みを展開することとします。また、年間総実労働時間をこの2年間で20時間（2010年度比で2013年度実績が短縮30時間未達成組合20時間以上）削減することを全体の目標として取り組むこととします。

今期で「第3期アクション・プラン」が終了することから、これまでの取り組みの成果と反省をとりまとめるとともに「第4期アクション・プラン」の策定を行うこととします。

##### ② 春季生活闘争関連

サービス・ツーリズム産業を取り巻く環境は、成長産業として期待を寄せられるとともに、政府の観光立国を目指した政策もあり、順調に推移することが想定されます。これまでの春季生活闘争方針として掲げた基本的な考え方を堅持し、この産業に働く全雇用労働者の労働条件改善を基軸に据えた要求基準の策定に取り組むこととします。

要求基準策定にむけては、各加盟組合が賃金水準を確実に維持したうえで、中長期的な視点に立ち底上げと格差是正を意識した取り組みが進捗できるよう、賃金目標である「35歳年収 550万円」の実現にむけ賃金実態調査に基づいた「指標」を策定することとします。最低保障賃金については、水準の設定とともにすべての加盟組合での締結を目指し取り組むこととします。

③ 労働条件をはじめとする「諸基準」への取り組み

労働条件の維持・向上にむけて「諸基準」の活用促進につながる周知を引き続き行うとともに、2016年度の「諸基準」改定版発行にむけた議論を行うこととします。

また、要求と妥結内容を調査し、今後の取り組みに反映させることとします。

④ 賃金調査・労働条件調査資料について

労働条件調査資料については、労働条件基準にあわせた掲載内容の改定や回答組合の増加をはかり、加盟組合にとって利便性のある調査資料を目指すこととします。また、賃金調査の結果を基に、生涯収入試算にむけた検討を行うこととします。

⑤ 労働法制への対応

労働法制関連については、連合の会議などに参加し、意見が反映されるよう積極的に働きかけます。法改正議論状況や法改正内容については、タイムリーな情報提供を行うこととします。また、法改正時には、統一対応や「諸基準」の見直し・策定を行うとともに、これまでに対応した労働法制関連の統一要求や統一対応、「諸基準」への取り組みとあわせて労働条件改善をはかることとします。

また、労働法制について国会での審議にかかわらず法制度のあるべき姿について提言できるよう、今期より議論を開始することとします。

⑥ 社会保障制度の取り組み

年金制度や医療制度をはじめ、将来にわたり組合員の生活に密接にかかわる社会保障制度については、組合員の生活に直接影響を及ぼすとともに組合員の将来設計に深くかかわることから、全組合員が社会保障制度を正しく理解することが必要です。そこで、社会保障制度の周知にむけた冊子の活用を促すとともに、諸制度改正にむけた連合の議論への対応や加盟組合への情宣に取り組むこととします。

(2) 男女平等参画社会の実現

男女平等参画社会の実現にむけ、「サービス連合・男女平等参画推進計画」に沿って女性役員比率の増加、両立支援・男女平等社会の実現にむけた統一対応の到達組合の増加、総実労働時間の削減に取り組むこととします。また、現在の「サービス連合・男女平等参画推進計画」は2016年度で終了します。残された2年間での目標達成にむけて更に取り組みを強化することとします。男女平等参画社会の実現にむけて継続的な取り組みが必要であることから計画のこれまでの成果の検証と反省を踏まえ、計画の補強にむけた議論を行いとりまとめることとします。

労働組合への男女平等参画の実現にむけて、男女平等推進委員会に女性委員の選出を要請するとともに、より多くの女性の声を議論に反映させるため、拡大男女平等推進委員会を開催します。ワーク・ライフ・バランスの実現にむけた環境を整備するためには、女性の視点からの意見反映が不可欠であることから、男女平等推進委員会においても議論を行うこととし、関連する諸基準への取り組みを強化するとともに、先進的な取り組みの共有化をはかります。計画の推進にあたっては、加盟組合の進捗状況を把握し必要なフォローアップや計画の改定を行うこととします。

男女平等にかかわる法制については、連合の会議などへ参加し意見が反映されるように積極的に働きかけます。また、省令・指針の改正点や、政府の女性活躍推進に関する動向にも注視したうえで、労働条件委員会と連携し取り組みます。

加盟組合の取り組みや法改正などの情報共有のため引き続き「男女平等推進NEWS」を発行します。男女平等参画は未だ進んでいるとはいええないことから、底上げと女性の更なる参画を促進するため、加盟組合の女性役員のスキルアップを目的とした「エンパワーメント研修会」を内容について議論し、開催することとします。

#### 4. 政策提言機能強化

観光政策について積極的な提言と政策制度の要求実現をはかるため、第12回定期大会で確認した「観光政策への取り組み」を今期で完遂することとします。具体的には、本部と地連の連携体制の整備や体制強化、そして各地連が政策制度要求を策定し、地域における観光政策の基本方針の策定を行います。また、産業政策以外の政策提言への取り組みにも着手することとします。

##### (1) 産業政策提言の実現

「観光立国実現に向けた提言」をもとに、産業政策委員会を中心に政策制度要求をとりまとめ、観光庁との意見交換や定期的な訪問をつうじて意見反映につとめるとともに、連合や交運労協をつうじた各省庁への要求や交渉を行います。「観光立国実現に向けた提言」の内容は多岐にわたっており、緊急性の高いものや重要度の高いものを重点政策として抽出し、優先的に取り組むこととします。「観光立国実現に向けた提言」については、取り組みの進捗や環境の変化に対応するため必要に応じ補強を行います。今期より「観光立国実現に向けた提言」を幅広く周知し、実現にむけた働きかけを強化するため、「観光政策フォーラム」を開催することとします。

##### (2) 産業政策提言機能の強化

本部と地連が一体となった提言活動を行うため、提言策定のスケジュールの一本化をはかるとともに、産業政策委員会へ各地連の政策担当者の出席を要請し、提言の調整や情報の共有化をはかることとします。地域における観光政策の実現にむけた取り組みについては、今期中にすべての地連が政策・制度要求と、地域における観光政策の基本方針を策定することとします。本部は、地連における議論の進め方についての助言や、観光庁などの機関から各地域の担当窓口を把握し、各地連に紹介するとともに必要に応じて同行などの支援を行います。

業種に特化した課題抽出をもとにした政策提言のとりまとめを行うため、産業政策委員会のもとにこれまで設置してきた旅行業政策分科会に加え、今期より宿泊業政策分科会を設置します。国際航空貨物にかかわる政策については、観光・航空貨物委員会に設置する航空貨物委員会で議論を行います。

業界団体との連携については、JATAとの意見交換を重ねるとともに、「旅行業諸問題勉強会」に参加します。また、日本観光振興協会や、日本ホテル協会、JAF Aなどの業界団体との関係強化につとめます。

##### (3) 産業政策以外の政策提言への取り組み

サービス・ツーリズム産業にとどまらないグローバル化や社会システムなどの政策への対応については、連合の取り組みを参考に理解を深め、連合をつうじた意見反映にむけ、取り組むこととします。



#### (4) サービス・ツーリズム産業労働情報開発センター（労働情報センター）

多様化する社会で業界の域を超えた調査研究活動は、私たちの運動にとって必要不可欠であることから、サービス連合が進める産業政策課題などにおいて更に連携を強化していくこととします。あわせて、労働情報センターに対し加盟組合・会員組織への支援活動を求めていくこととします。また、サービス連合として会員募集に協力するなどの必要な支援を行っていくこととします。

### 5. 相互扶助

今期も、労働者福祉や相互扶助の精神にのっとり組合員の生活支援を目的に次の取り組みを推進することとします。

#### (1) サービス連合組織共済

相互扶助の精神にのっとり弔慰金・災害見舞金を支給します。また、制度内容について、引き続き情宣につとめることとします。

#### (2) 無料法律相談

加盟組合の活動における法的対処や、組合員に発生する法律問題などに対応できるようサービス連合が顧問契約を結ぶ弁護士による無料法律相談を福祉に寄与する目的で実施します。

#### (3) 労働金庫・全労済

世話役活動として組合員にとってメリットのある商品の情宣をつうじ、加入促進につとめます。自主福祉運動の一環としての労働金庫、全労済の運動について中央執行委員会をはじめとした各種会議で理解を深めるとともに、事務局長会議で運動の推進にむけた議論を行うこととします。

### 6. 共生と連帯

私たちの運動は、産業や企業の枠にとどまることなく、常に社会との共生や連帯を求める活動をつうじて客観的な視点や社会性を持つことが必要です。こうした観点から、社会との共生と連帯を目指し、社会貢献活動や連合運動、国際連帯活動に取り組むこととします。

#### (1) 明日づくりプロジェクト（社会貢献活動）の取り組み

サービス連合は、社会との共生や連帯をつうじ公正かつ環境にやさしい社会の実現を目指し社会貢献活動に取り組んでいます。今期も、サービス連合エコライフ21活動を中心に取り組むこととします。具体的には、大会などの議案書で使用する紙については、サービス連合では「森の町内会」を利用し、加盟組合にも利用の協力を要請します。エコキャップの収集も全体で引き続き取り組むこととします。

組合員のボランティア活動への参加をバックアップする「ボランティア支援活動（金太郎支援活動）」の情宣につとめ活用を促すこととします。

ユネスコの法人維持会員としてユネスコ活動の宣伝周知への協力や書き損じハガキの収集を行います。

連合愛のカンパの取り組み周知につとめ、加盟組合への協力も要請することとします。

(2) 連合

連合は、「働くことを軸とする安心社会」の実現にむけ労働組合の社会的責任と使命を自覚した取り組みを展開しています。サービス連合も構成組織の一員として、この連合運動に引き続き積極的に取り組んでいくこととします。

(3) 国際労働運動と共闘

I T FおよびI U Fの運動をつうじ国際労働運動の一翼を担うとともに、全世界の観光産業労働者の地位向上にむけ取り組みを推進していくこととします。また、私たちの産業に密接にかかわる交通運輸労働者が結集する交運労協の活動をつうじサービス連合の掲げる産業政策の実現にむけて他産別とともに関係省庁への要求と交渉を行うこととします。

(4) 株式会社フォーラムジャパン

設立の趣旨である派遣労働者の処遇改善や業界での地位向上のためには、安定経営が不可欠です。今期策定した中期経営計画の実現にむけ、引き続き株主として経営状況を常時把握し中央執行委員会に報告するとともに、法令遵守と経営基盤の安定にむけ、取締役会などをつうじて意見反映や適切な助言を行っていくこととします。また、監査についても、監査計画を策定し、実行するとともに日常からも特別中央執行委員と連携強化につとめ会社経営にかかわっていきます。